

## 電気需給業務仕様書

### 1. 概 要

- (1) 件 名 動物検疫所北海道出張所胆振分室で使用する電気（単価）  
(2) 需要場所 北海道勇払郡厚真町字共和17-13  
(3) 業種及び用途 官公署（事務所及び検査検疫施設）

### 2. 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- 1 供給方式 交流3相3線式  
2 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト  
3 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト  
4 標準周波数 50ヘルツ  
5 電気方式 1回線受電

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- 1 契約電力 112キロワット  
契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。  
2 予定使用電力量 215,888キロワット時  
(月別予定使用電力量は別紙のとおり)

#### (3) 契約期間

自 平成29年 4月 1日 午前 0時  
至 平成30年 3月31日 午後12時

#### (4) 電力量等の検針

- 自動検針装置 無  
電力会社の検針方法 検針員による検針  
計量器 記録型計器（通信機能無）ただし、電力需給用複合計器（通信機能付）への取替可能

#### (5) 需給地点

農林水産省動物検疫所の施設した第1号柱上の北海道電力株式会社の架空引込線と農林水産省動物検疫所の開閉器電源側接続点。

#### (6) 電気工作物の財産分界点

農林水産省動物検疫所の施設した第1号柱上の北海道電力株式会社の架空引込線と農林水産省動物検疫所の開閉器電源側接続点。

#### (7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

### 3. 支出負担行為担当官が定める資格（応札者の条件）

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (2) 別紙2「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載する基準を満たすこと。

### 4. その他

- (1) 力率保持のため自動力率調整装置を設置し、契約期間中は100パーセントを保持する予定であり、この予定力率を前提として入札価格を設定すること。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内的一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料調整費は加味しないこととする。
- (4) 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - 1 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 2 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 3 力率単位は1パーセントとし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入することとする。
  - 4 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) この仕様書に定めのない供給条件については、北海道管内的一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。
- (7) その他この仕様書に定めのない事項については、別途当所職員の指示に従うものとする。